税務出納課からのお知らせ

◇農業所得を申告されるかたへ

農業所得もほかの事業所得と同様に、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。

収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

平成22年分賃耕料・小作料等支払明細書は希望者への配付のみとなります。

賃耕料や小作料の支払があり、控除の対象とされるかたは、支払明細書を作成のうえ、平成23年1月14日(金)まで税務出納課町民税係(4番受付)に提出くださいますようご協力お願いします。

なお、支払明細書が必要なかたは税務出納課町民税係(4番受付)にお越しください。

◆対象となる賃耕料・小作料

①賃耕料…個人間での農作業(耕うん・代かき・育苗・田植え・稲刈りなど)の委託料です。

・機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人などの利用者は、申告相談の際に利用料の明細をお示しください。

②小作料…農地の賃借料です。

・JA農地保有合理化事業での賃借料は、提出する必要はありません。

平成　年分賃耕料・小作料等支払明細書（個人別）

支払を受ける者	地区世帯コード　－ 住所 白鷹町大字		氏名	
種別	面積等	支払金額	必要経費	所得金額
		円		
		円		
		円		
		円		
摘要				
支払者	地区世帯コード　－ 住所 白鷹町大字		氏名	㊞

賃耕料・小作料等支払明細書は平成23年1月14日(金)まで提出ください。

土地改良・水利組合のかたへ

土地改良・水利組合に加入のかたが、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいている組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

■問い合わせ
税務出納課町民税係
(☎85－6132)

◇固定資産税の課税について

－土地・建物などの評価・課税－

固定資産税は、白鷹町にある土地、家屋、償却資産を毎年1月1日(基準日)現在で評価し、基準日時点の所有者に課税するものです。現在、税務出納課では、平成23年度の課税に向けた作業(土地の現況調査と評価、新増改築家屋の調査と評価、償却資産申告の受付)を行っています。

平成22年1月2日から平成23年1月1日までの期間で、次に該当する固定資産を所有するかたは、お手数でもご連絡願います。公平な課税をさせていただくためにも、ご協力よろしくお願いします。

土地

●土地の現況(利用状況)が変わったとき

※住宅を取り壊して、駐車場や資材置き場、空き地にした

※山林や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした

家屋

●家屋(建物)に異動があったとき

※建物を新増改築したり、取り壊した

(8月に全戸回覧しました「平成22年分、新築、増築、改築、取り壊し家屋調査」によりご報告いただいたかたは、今回連絡は不要です。)

償却資産

●償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月に申告書を送付しますので、1月31日まで申告をお願いします。平成22年中に新たに取得されたかた、または今までに申告されていたかたで、申告書が届かない場合は、ご連絡ください。申告書などを送付します。

■問い合わせ
税務出納課資産税係
(☎85－6133)